

會學濟經學大國帝都京

經濟論叢

號五第 卷一十五第

月一十年五十和昭

紀元二千六百年記念論文集

江戸時代の大阪の工業

堀 江 保 藏

一 序 言

近世の都市の工業に關する總括的な研究は必ずしも少くないが、一都市の工業を對象とせる研究は殆ど存しないと云つてよい。維新後近代的工業が多く都市を舞臺として發達せる事實に鑑みるならば、それには諸々の條件が存するけれど、其等の都市が近世に於て多少ともに工業地であつたといふことも、その條件の一つとして考へられてよいであらう。更に近世に於ては、大量的に需要せらるゝ日常生活用品、例へば紙・蠟・織物・生絲等は概ね農村に於て生産せられ、其他の製品例へば砂糖・壘表・藍等も、原料が農産物である關係から、また生産組織・勞働力等の關係から、多く農村工業として行はれた。此等の農村工業との比較に於て都市の工業状態を知ることが必要であり、そのためには更に一都市の工業全般を調べることも無意義ではなからう。

よつて本稿に於てはその一例として大阪の工業を窺はうと思ふ。いふまでもなく當時大阪は天下の臺所と稱せられ、全國的な商品集散市場であつて、最大の商業都市なる概念が與へられてゐる。併し其の半面に工業も頗る盛んであつて、其製品には單に都市的需要に應じたものゝみでなく、全國的に需要せられたものもあつた。然ら

ば如何なる種類の工業が如何なる組織に於て営まれたか、以下二三の項に分つて説明しようと思ふ。

二 工業の種類

先づ如何なる種類の工業が存したかを見る。延享四年版の「改正増補難波丸綱目」を見ると、先づ「諸職名工之部」には刀鍛冶・弓師・鞍師・馬具師等の武器匠を始め、大工・木挽・左官・屋根葺・瓦師・船大工・銅吹屋等の工人、筆師・墨師・鏡師・菓子屋・琴・三味線師・白粉師・丹師・佛師・佛具鑄物師・鋳鍛冶・經師・表具師・籠甲細工師・時計師・蒔繪師・塗師等の夫々の名工の居所・氏名が掲げられ、次に「諸職商人所付」の部には鑄物師・印判屋・轆轤屋・紅屋・唐弓弦屋・紺屋形ほり・疊屋・算盤師・革細工屋・角細工屋・紫染屋・鋳鋤鍛冶・鯨細工人・鎗屋・米通し屋・目鏡師・嶋織屋・白革師・繪具屋・鬢附屋・すだれ屋等を見出すことが出来る。

工業の種類は之れのみには止まらない。例へば賣藥につき、同書には之を「家傳名方看板無之分」、「同賣藥之分」、「膏藥之部」に分つて各藥名とその製造販賣業者名とを掲げてゐるが、その人數頗る多きことは大阪が藥種の集散地であつたことと密接な關係がある。次は酒造業であつて、同書には三郷の酒造株合せて六百三十六株とあり、之亦大阪の重要工業の一つであつた。また絞油屋に關する記載もあり、九州・四國等より入津する生蠟の精製業即ち晒蠟屋についてもその仲間人員が記されてゐる。此外同書には掲げられてゐないが、北海道産の昆布に加工する青昆布及細工昆布製造業、藍染・紅染・手拭染等の染物業、足袋裝束業等も重要な工業であり、搗米屋・味噌屋・造酢屋等が多數存したことも、大都市として當然のことであつた。

現代の工業は普通に金屬及機械器具工業・織維及染色工業・化學工業・窯業・食品工業・雜種工業に分類せられるが、江戸時代の大阪には、性質及製品の種類こそ異れ、此等總ての部に屬せしむべき工業があつた。

金屬及機械器具工業に屬すべきものうち先づ擧ぐべきは銅吹屋である。之は銅精鍊業者であつて、元文三年銀座加役として大阪に銅座が置かれて以來、銅座所屬の工匠となり、長崎貿易の決済に用ゐらるゝ棹銅を始め國內に用ゐらるゝ總ての銅の精鍊に任じた。而して泉屋(住友)吉左衛門始め十七軒を以て仲間が組織せられてゐたことは詳記するまでもない。次は鍛冶屋であつて、茲では庖厨具・工具・農具等の金屬(主として鐵)製の器具が製造せられ、釘・錠前・蝶番其他建築用の各種金具も作られた。刀劍の製造が刀鍛冶なる特殊鍛冶屋の營業であつたことはいふ迄もなく、また鋤釜の製造には別に鑄物師があつた。尤も此等の工業に就てはその状態を詳細に知るべき資料なく、また大阪製の金屬製品及器具類が全國的に有名であつたといふやうなことは未だ聞かざるところであるが、併し普通の鍛冶屋が南區鍛冶屋町邊に、刀鍛冶が上町方面に集團地域を形成してゐたこと、並に大阪が中國産の鐵の集散地であつたこと等の事情よりして、此種の工業地として大阪は堺に次ぐものがあつたと思はれる。また機械器具工業の一として數へられる造船業も、船大工の集住地たる堂島船大工町其他に於て盛んに行はれ、川船大工と海船大工とに分れて延享年間既に總數二千人餘あつた。

織維及染色工業に屬すべきものには烏織屋の如きものもあつたが、それはいふに足らず、重要なるは染物業であつた。等しく染物業と稱するも、それは染料・染色方法・染草等の相違に應じて藍無地染屋・著用七組形付紺屋・仕入形付紺屋・絞染屋・茜染屋(二に紫染屋ともいふ)・更紗屋・紅粉染屋・茶染屋等に分れ、夫々その領分を嚴守した。

而して安永の頃には此等染物業は、三郷及び町續在領を合して千軒に及んだといふことであるから、それが如何に盛んであつたかを略々窺ふことが出来よう。殊に仕入形付紺屋に屬した手拭染は、維新後に於ても全国的に知られた工業であつて、『手拭に至っては當市は殆んど他に於て競争する事能はざるの地位を占めり。蓋し其原因は、第一、當市は藍・繪具・灰等の買入に便なる事、第二、河水の斯業に適する事、第三、職工の熟練にして最も勤勉する事、第四、木綿商の關係是れなり。要するに低價にして佳良なる製品は當市の外に得る能はず』とあるのは日清戦争頃の記事であるが、それは實に江戸時代の状態に就ても妥當するところであつた。

化學工業に屬すべき茶種絞油業は早くより行はれ、元和年間には綿實絞油業も始まり、延享年間には大阪に於ける兩業の仲間前者貳百五十軒餘、後者貳拾七軒となつてゐる。而して此等の業者は長堀・東堀・阿波座堀・上町・天満等に所在したが、それは此等の地が原料及製品の輸送に便利な水運に恵まれてゐたからである。一般に近畿地方は全国的な産油地であつたが、それは絞草即ち茶種及綿實の産額が豊富であつたからに外ならず、大阪は實にその集散地であり同時に生産地でもあつたのである。従つて大阪製の油は、近郷の油と共に、江戸口油問屋によつて江戸へ、京口油問屋及油仲買を通じて京都・西國・大阪市中及び近在へ配給せられてゐた。³⁾更に大阪には此等の油の精製が、初めは油仲買によつて、後には油問屋によつて行はれた。精製油は晒し油と稱せられ、鬻附の原料や香油の主材料に供せられたものであつて、大藏永常の「製油録」には左の如く記されてゐる。

『寶曆の頃より楡實を採、漆實同様の生蠟とする事を覺しより、種子油の白絞を日に晒し楡蠟の晒たるに交へ、今の如き鬻付とする事とはなりぬ。明和安永の頃茶種子油の早晒を泉州堺に於て仕始しより浪華にうつり、今は世間一統早晒の油而已を用ふ』

1) 「大阪市史」第一、1097—1098頁
2) 「商工諸組合狀況調」(寫本)手拭染物業の部
3) 住谷勇二氏「近世絞油業の發達」(本誌、第四六卷第四・六號)同氏「近世絞油業の生産機構」(本誌第四七卷第二號)參照

る事となりけり。又當世髪にぬる梅花油も此晒あぶらに匂をつけたるものなり。この晒し油・梅花油ともに大阪製を極上品とする事なれば、諸國にても大阪製を用ひ給へかし。〔傍點筆者〕

大阪にはまた製蠟業が行はれた。そのうち生蠟絞業は享保十九年以來の生業であつて、安永四年には五十五軒を以て株仲間を組織することを許されてゐるが、之よりも寧ろ注意すべきは晒蠟屋である。晒蠟は主として之に晒油を加へて鬢附油とするのであつて、生活の向上に伴れて次第にその需要増加した。前掲「改正増補難波丸綱目」によると、延享頃晒蠟屋は備後町を中心とする船場界限、長堀の沿岸及び道頓堀下流地域に四十數軒存してゐたが、幕末には上町の龍造寺町より賑町へかけての一帶に集團地域を形成するに至つた。この立地の移動と共に經營規模擴大し、手工的工場工業の形態が發達したやうである。この變化は即ち需要増加に應じたものであつて、従つて大阪の晒蠟は市内以外にも相當廣き販路を持つたことと思はれる。

之と同様のものに漆の精製がある。それは諸國より入津する生漆を色漆其他に精製するのであつて、漆仲買の營業に屬した⁶⁾。塗料として最も多く漆が用ゐられた時代であるから、之亦重要な工業であつた。同じく塗料として當時盛んに用ゐられたものに丹がある。丹は鉛丹ともいひ、鉛を焼いて製せらるゝ純赤色の化學品であつて、單に塗料としてのみならず、膏藥の原料・丸藥の衣などにも用ゐられた。その製法は中世堺に傳へられたものであるが、江戸時代には大阪にも傳はり、幕府は堺の三人、大阪の四人合計七人の丹師を『御定丹製法人』に指定してその保護と取締りに任じた。彼等はその製品を幕府の御用に供し殘餘を市販したものであつて、當時我國に於ける丹の製造は七人の仲間に限られてゐたといつてよい⁷⁾。

4) 「製油錄」下、9—10丁

5) 土屋喬雄氏「日本マニユファクチュア圖説」(『歴史學研究』第一卷第四號)參照

6) 「大阪商業習慣錄」(黒羽兵治郎編「大阪商業史料集成」第一輯)209頁。「大阪市史」第二、375頁參照

7) 「繪具染料商工史」293頁以下參照

大阪はまた化粧品の主産地であつた。鬢附油・香油については前に觸れたが、此外に白粉がある。白粉は丹と同様に鉛を焼いて製するのであつて、「守貞漫稿」に「白粉は大坂にて製之、其家を竈元と云、錢屋長左衛門・鹽屋八右衛門・奈良屋・丸屋等五六戸也。其所製を大坂及京・江戸にも買得て、再製して婦女に賣る、故に京白粉と雖も皆大坂製也。蓋大坂水性良ならず、故に其原製によろしく、京師は再精製に良敷、水性精なれば也」と記されてゐる如く、大阪は生白粉の主産地であつた。

更に大阪には幕府より白革（鹿皮を精製せるもの）製造の獨占權を與へられた白革師があり、また賣藥製造業も頗る盛んであつたこと前述の如くである。

食料品工業に屬する主要工業には酒造業と青昆布製造業とがあつた。酒造業は江戸時代初期より盛んな工業であつて、鴻池家の遠祖山中新六が伊丹より大阪に移つて醸造場を設けたのは元和五年であり、萬治元年大阪に酒株の定められた頃の三郷の酒造屋は七百軒餘に上つたといふ。此等の酒屋は和泉町・内久寶寺町・粉川町あたりに集團を造り、その造酒が灘・伊丹・池田の酒と共に江戸へも盛んに送られたことは周知のところである。

青昆布⁸⁾は一に切昆布又は刻昆布といひ、昆布を細く刻んで青綠色に着色加工せるものである。大阪の斯業は享保年代に始まり、幕末に至つて江戸・函館等に同業が起るまでは、全國の需要を一手に充たし、更に支那へも輸出してゐたのであつて、かゝる大量需要に應ずるため、記録の存する限り、それは手工的工場工業の形態で營業してゐた。大阪に斯くの如き工業が發達したのは、いふまでもなく此地が北前船航路の終點であり、昆布の全國的集散市場であつたからである。

8) 「近世風俗志」上巻、284頁
9) 拙稿「大阪の青昆布製造業」(「經濟史研究」第二二卷第五號)參照

所謂雜種工業に屬するものは、各種の裝身具・塗物・指物・扇子・團扇・履物・鼻・筆・墨・袋物等その種類頗る多く、大工・左官等の工人の仕事もこの部類に加へてよいであらう。此等の工業は大阪に限らず當時の都市には概ね存したところであり、また一々について説明することは煩に堪へないから、特色あるもの一二に就て述べよう。

當時大阪は足袋の生産盛んにして、所謂足袋屋は河内木綿其他を材料として之を製し、各地殊に江戸を重要な販路とした。江戸では大阪足袋と稱して廣く需要せられたが、特に各藩邸は最大の得意先であつて、足袋屋自身又は手代が常時江戸へ出張して藩邸への賣込に任じたといふ¹⁰⁾。之亦木綿産地を控へてゐるといふ特殊事情に促されて發達した工業であるが、同様の工業に唐弓弦製造業がある。唐弓弦は一に綿打弦といひ打綿用に缺くべからざるものであつて、其製造業が大阪に起つたのは河内・大和・和泉等の棉作地を控へてゐたからに外ならぬ。而して唐弓弦屋は玉造の木綿町・彌生町・仁右衛門町邊に集住してゐたが、天明頃の記録によるとその數百二十數戸に上り、職方と稱する下職も三百五十戸あつたといふことであるから、如何にそれが盛んであつたかゞ知られるであらう。唐弓弦は鯨の纖維をニベで固めて製するのであるが、明治初年の状態を古老に聞けば、工程の一部を職方に委託し仕上げを弦屋で行ふのであつて、仕上げのみに二三十人の雇人を使つてゐたといふことであるから、その經營は手工的工場工業であつたと推察することが出來よう。その製品は全国各地に販賣せられ、實に大阪は殆ど唯一の生産地であつたのである。

三 工 業 者

10) 「大阪商業史資料」(「浪速叢書」第九)121頁

11) 「大阪市史」第三、1138頁

12) 「大阪市史」には牛の筋を以て製すとあるが、古老の談話によれば鯨の纖維を以て製したといふ。

當時の工業者は普通に職人と呼ばれた。鞆師・鑄物師・塗師職・大工職・鍛冶職などはその著例である。尤も職人なる語は親方に對する職人即ち補助従業員の一種を指して用ゐられた場合もあるが、普通には獨立の營業者の稱呼であつた。その業態は大體需要者又は商人の注文に應じて生産するのが主であつたと考へられる。

この職人には種々の觀點から種々の區別等級があつた。¹³⁾先づ舉ぐべきは御用聞職人と平職人との別である。御用聞職人は當時幕府・諸侯より特殊の待遇を受けた職人であつて、その種類並に數は江戸に最も多かつたが、大阪を控へた大阪にも存した。かの三町人と稱せらるゝ寒天取締り尻崎又右衛門・御瓦師寺島藤右衛門・御大工山村與助が特殊の地位と門閥とを誇つたことはこゝに説明を要しないが、そのうち山村の配下に屬した諸職人の棟梁も御用聞職人であつた。「山村與助由緒書」に『私支配之大工は勿論、大坂表大工槌成者吟味仕、御普請御用申付相勤來候、尤伏見より引越申候木挽・屋根骨・桶師・左官、右之御用達共を伏見組と申、伏見以來より支配仕、其外井戸掘・石切・疊刺・鍛冶・塗師・張付師、右の御用達共も支配仕、大坂住居槌成平職人共を右職の棟梁共吟味仕、帳面取置、御用申付候』とあるが如く、伏見組に屬する諸職の棟梁及び山村支配の其他諸職の棟梁は總て御用聞職人であつて、夫々その配下の平職人の名簿を作製し置き、公用に際して所要人數を徵發したのである。此等の御用聞職人の外に御弓師・御金物師・御臺師等の城中御出入の職人もあつた。而して上格の御用聞職人は多く扶持を受け、苗字帯刀を許され、或者は更に役屋敷を貰ふなど士分の待遇を受けたものであつて、實際の仕事は多く之を平職人に行はせた。平職人は御用聞職人に對する意味で用ゐられた稱呼であるが、それは御用聞職人の配下に屬した職人のみを指したのではない。寧ろその支配外に獨立した平職人が多かつた。而してそのうちに於て

13) 遠藤元男氏「近世職人の都市生活點描」(「歴史學研究」第一卷第三・四號)參照

14) 「大阪市史」第五、154頁

も師と職との間例へば轆轤師と轆轤職との間には多少格式の上下があつたやうである。

工業者には職人の外に職商人シヨクシヤと稱せらるゝものがあつた。兩者の別は實際に於ては必ずしも明かでないが、概念的には、職人が上述の如く注文生産を主とせしに對し、職商人は廣く販賣を目的とせる手工業者であつて、足袋屋・白粉屋などがその例である。尤も何々屋と稱するものが總て職商人であつたわけではなく、藍無地染屋・紅染屋の如きは純然たる職人であつた。一般に何々屋と稱へることは商業の發達せる時代の、殊に商都大阪の習慣であり、業者の誇りであつて、多少ともに商品生産を行ふものは總て何々屋と稱へたやうであるが、何れにしても職商人の名の下に包括せらるゝ手工業者の一團が現はれて來たことは、商品生産の發達と關聯して興味ある事柄である。

併し乍ら商品生産を目的とするものにあつても酒造業者・絞油屋等は職商人とは多少觀念を異にし、彼等は今日所謂製造家であつた。晒蠟屋・青昆布屋・唐弓弦屋・搗米屋なども同様であつて、即ち勞働者を用ひて生産に従事する此等の工業者は、職人的な手工業者とは異り、いはゞ業主であり工企業家であつた。而してこの事は職人的手工業以上に規模の大なる工業の發達と關聯するところであつて、平凡ではあるが、工業發達史上注意すべき點であらう。

以上の外所謂商人にして工業に携つてゐたものもある。前述の如く油仲買又は油問屋が油の精製を、漆仲買が漆の精製を行ひしが如きその例であるが、晒蠟業に就ても天保十三年の記録には「(蠟)仲買は問屋より買取候生蠟、銘々手元に而晒蠟に製法いたし、或生蠟之儘地廻鬚附屋・蠟燭屋其外問屋同様所々賣捌¹⁵⁾」とあつて、蠟仲

15) 「大阪市史」第五、657頁

買は同時に晒蟻屋の業務をも行つてゐたやうである。「大阪商業史資料」に『仲買は他國商人及小賣人の注文を受けて問屋より買入れ、之れを賣渡し、或は自己の見込を以て問屋より買入れ、又は物品に粧飾製造等を加へ、之を他國商人及び小賣人に賣渡す等を本務とし、又産出地に就て買取り或は需用人へ直に賣渡す等のものあり。(中略)又職工を雇入れ或は職工に命じ物品製作等をなさしめ、又は職工より買取り之を他國及び小賣人・需要人等へ販賣なすものも亦た問屋と稱するものあり』¹⁶⁾とあるが如く、問屋・仲買は、必ずしもその全部が商品を右から左へ轉賣することのみを業としてゐたわけではなかつたのである。

右の記事に『職工に命じ物品製作等をなさしめ』とあるが如く、所謂職人のうちには商人・製造家又は他の職人のために製造加工に従事するものがあつた。唐弓弦屋の職方に就ては前に述べたところであり、塗師職にも下職や日雇働の木地職の存したことが示されてゐるが、斯くの如き例は多數存したと考へられるのであつて、従つて職人のうちには獨立の業者たり得ず、或は獨立の業者より轉落して下職となつたものもあつたのである。尤も染物職の如きは業務の性質上總ていはゞ木綿商の下職であり、種々の點に於て制肘を受けたが、必ずしも獨立性を喪失したとはいへなかつた。

四 經營形態

生産技術が手工的であつた當時に於て、大部分の工業が單なる手工業の段階に止つてゐたことはいふ迄もない。或種の工業例へば刀鍛冶の如きに於ては製法を一子相傳の祕事とせしものもあり、多少ともに商品生産を行

16) 「浪速叢書」第九、147—148頁

17) 「大阪市史」第二、873頁

18) 同上、第二、362頁參照

ふ職商人にあつてもかゝる傾向が存したのであるから、他の条件を無視しても、手工業の段階に止まらざるを得なかつた。

多少ともに大がかりな道具を使用する工業、例へば轆轤挽物業に於ては、株仲間規約によつて業者一人につき轆轤臺二挺以内に制限せられ、この點よりも大規模化を妨げられた。立木と稱して一臺につき約五人の労働者を要する道具を使用するところの絞油業に於ても、大阪の同業者はその一臺若くは二臺を持つに過ぎなかつたが、之亦一つには同様の制限が存したからではなからうか、また搗米屋のうちには唐臼數臺を備へて精白に従事したのもあつたが、手工的工場工業とは稱し難い状態であつた。

併し乍ら、此間手工的工場工業の形態をとる工業もあつた。杜氏以下多數の労働者を必要とする酒造業はその典型的なものであるが、晒蠟業・青昆布製造業・唐弓弦製造業も、少くとも幕末に於てはこの形態の下に營まれたことが明らかであり、また銅精錬業も荒銅(山田しの粗銅)の性質及び精錬工程に應じて、合吹・南蠻吹・灰吹・間吹・小吹など夫々吹方を異にし、此等が一軒の銅吹屋によつて合せ營まれてゐたから、手工的工場工業であつたこと¹⁹⁾推察に難くない。此外徴すべき文献は存しないが、瓦製造業・船大工業のうちにもこの形態の發達してゐたことが想像される。

以上の如く、經營形態としては手工業が最も多く行はれ、特殊の工業に於て手工的工場工業の發達が見られたが、その手工業に於ても業者單獨に生産に従事したやうな場合は例外的であつたと考へてよい。即ち何れに於ても補助者が用ひられたものであつて、それには例へば轆轤挽物業に於ては子・兄弟の如き家族従業員の外に年季

奉公人と手間取があり、足袋裝束屋には奉公人と下職人とがあり、疊職には助職人（又は助働人）と徒弟とがあつた。²⁰⁾ 此等の場合に於ける年季奉公人・奉公人・徒弟は何れも同一性質のもので、即ち業主より衣食の支給を受けて技術上其他の教養を積み、他日一人前の職人となることを期待せられたものである。商家に於てかゝる奉公人を一般に丁稚と呼んだのに對し、工業に於ては弟子と總稱せられたやうである。

右の手間取・下職人・助職人等は親方に對する意味での職人であつて、既に一定の腕前を有し、出來高又は時間によつて賃銀を與へられたものである。併し乍らそれは必ずしも徒弟より親方に至る間に經なければならぬ段階とは限らなかつた。例へば前述の轆轤挽物業についていへば、年季奉公人・手間取共に獨立して株仲間に入ることが出來、而も加入に際して提出すべき顔見世銀は年季奉公人二兩二分に對して手間取は四兩であつた。

年季奉公人より直ちに親方即ち獨立の職人とせられた例は青昆布製造業にも見られる。²¹⁾ 此等一二の例を以て推斷することは妥當ではなからうが、當時工業に於ては商家に於ける丁稚・手代・番頭等の嚴密な階梯はなく、所謂年季奉公人が各種の補助者中最も尊重せられたものではないかと思はれる。勿論下職人・助職人・手間取等は所謂不熟練勞働者ではなく、年季奉公其他の方法で技術を習得せるものであつた。そして年季奉公を終つても仲間加入の制限其他種々の事情で必ずしも一人前の職人となり得ざるが故に斯くの如きものが生じたのであつて、彼等は過歴修業の意味でなくて勤先を轉換したから、従つて仲間組合の申合せには彼等に對する取締りが最も嚴密に規定せられたのである。

多少とも多くの勞働力を要する工業例へば青昆布製造業に於ては、以上の如き補助者の外に常雇・日雇の男

20) 「大阪商業史資料」(「浪速叢書」第九)110頁

21) 同上、121頁

22) 「大阪疊商同業組合沿革史」31頁

23) 「大阪市刻昆布製造調査報告」35頁

女労働者が使用せられ、酒造業・絞油業・搗米屋等は全然所謂労働者の労働に依存した。酒造業に就ては説明を要しないが、絞油業に就て日清戦争頃の記事に『油絞（油絞労働者のこと）の雇入は袋屋と稱する口入業より紹介す。本人身元の引受け、賃金の約定等は一切此袋屋の負擔に係り。油絞は彼の所謂酒屋男・米搗男等と粗ぼ相似たるものにして、概ね定業なき無頼の徒を多しとす。即ち播磨・大和・安藝・丹波の諸國より出稼するものなり』²⁴⁾とあるところは、之を江戸時代にも適用し得るであらう。而して町奉行は此等の労働者其他無宿者の保護取締りのために、長町六丁目より九丁目に至る四ヶ町の宿屋をして彼等の宿泊・就職等を取扱はせてゐたが、同様の業を営むもの濫出して取締りが不可能となつたところから、安政六年に至り長町の宿屋を『働人足溜所』に指定し、搗米屋・酒造屋・絞油屋へ雇はるゝ者は必ずこの足溜所を経べく、また右の三業者は、無宿空人別の者を雇入れる場合には必ず足溜所より雇入るべしと定めた²⁵⁾。労働者の雇入に於て右の三業を特に名指してゐるのは、其等があらゆる場合に最も多く統制の対象とせられたからでもあるが、同時に此等三業がかゝる労働者を最も多く使用したことも示されてゐる。

此外唐弓弦製造業・晒蠟業に於ても多數の労働者が使用されたが、その性質は詳かでない。たゞ唐弓弦屋が自家に使用する労働者のみにては足らずして下職に工程の一部を請負はせ、下職の数が弦屋より遙かに多かつたことは前に述べた如くであつて、即ちこゝでは手工的工場工業が問屋制家内工業に對して支配的地位を占めてゐるのである。

本項に於て附言すべきは、近郷に發達した水車經營によつて大阪の工業が壓迫を受けたことである。その一つ

24) 「商工諸組合狀況調」(寫本)絞油商の部
25) 「大阪市史」第四、下、2272, 2305, 2389頁參照

の例は享保年間に灘目兩組と稱せらるゝ攝津國武庫・菟原・八部三郡の水車絞油業が發達して、三郷絞油業が多大の影響を受けたことであり、他の例は三郷酒造業が近在の水車稼酒造業の影響を受けて衰頽したことである。前者に就ては既に住谷氏の研究があるから之を略し、後者に就て、天明四年に仲間から町奉行所に提出せる願書の左の一節によつて之を示さう。

『大坂三郷酒造株之義、萬治元戌年曾我又左衛門様、松平準人正様御在勤之節、私共へ支配被仰付、石改抔仕、株札相渡來申候、右節は酒造屋凡七百軒餘御座候而、商賣繁昌仕候、尤酒造方之儀被仰付抔御座候節も、市中之義に而取締宜敷御座候處、近來攝州之内在々に而水車稼酒造多仕、石數抔勝手に仕入仕、當時凡貳百軒餘御座候而商賣繁昌仕候、右に付大坂酒造屋不景氣に罷來、年々酒造相減、當時四百軒程に罷成候に付、浮株凡三百軒餘御座候、依之右在々酒造屋共へ右浮株貸付、三郷並在方平等に商賣爲致候はゞ、三郷酒造屋追々繁昌仕』(下略)

水車絞油は絞草の碎末工程に、水車酒造は米の精白工程に夫々水車を利用するものであつて、他の工程は總て手工的であつたが、この一部の工程の動力化によつて、水車利用の便なき大阪の工業は、手工業の域を脱せざる絞油業も、手工的工場工業の域に進める酒造業も、共に大なる壓迫を蒙つたのであつて、こゝに近代的動力に惠まれざりし當時の、都市工業の弱點の一つが見出されるのである。

五 仲間組合

江戸時代工業者は商人と同様に、同業者相寄つて仲間組合を組織するのが普通であつた。そのうち公然官許を得て、即ち株數を定めて仲間判形帳を上り、多くの場合年々冥加金を納めて、その營業を獨占せしものを株仲間

26) 住谷勇二氏、前掲論文。

27) 生駒家文書

といひ、然らざるもの即ち内々の仲間たるに過ぎないものを單に仲間と稱した。大坂に於て始めて結成せられた工業株仲間は、文獻に徴し得る限り、寶曆五年の藍無地染屋仲間であつて、爾後明和・安永・天明年間、即ち所謂田沼時代に入りてその結成が續々行はれた。之れ諸仲間に於て獨占の意欲が活潑となつたこと、並に幕府が株仲間の許可によつて冥加金收入を擧げんとしたこと等の諸事情に促がされた現象に外ならないが、何れにしても株仲間以前に單なる仲間が存し、仲間内部の同業者の取締りと仲間外の同業者の制壓とに當つてゐたことは容易に推察し得るところであつて、例へば白粉職仲間帳前書に『是迄無株にて仲間不取締御座候に付、此度仲間取締之^(爲脱カ)株七拾六軒御免被成下候はゞ』云々とあり、眞鍮箔職仲間株帳前書には『眞鍮箔打職之者、當地に而は私共四人之外同職之者無之、然處近來無印の眞鍮箔・銅箔と名付、仲間外に而打立、取扱仕候ものも有之候に付、箔不捌に相成、甚難澁仕候』とあるのはそれを示してゐる。

かゝる仲間が何時頃から發生したか明らかでないが、例へば酒造業に於ては明曆三年に酒株制度が確立した頃には既に仲間が存したと思はれる。蓋しこの制度の確立維持のためには、業者が仲間を結び年行事の如き役員によつて統制せられることが必要だからであつて、延享四年の「^{改正}樽補難波丸綱目」に『酒造株、北組百八拾四株、南組三百拾貳株、天滿組百五拾株』とあるのは三郷酒造仲間内部の組分けを示したものである(酒株については後述)。絞油業に於ては寛文九年に町奉行裁定の下に仲間制度が成立した。即ち元和年間綿實絞油屋が起り、次第に在來の菜種絞油屋の販路を侵すに及んで兩者の間に紛争が生じたが、結局寛文九年町奉行石丸定次の調停によつて、兩者夫々年行事を置き検査に任せしむること其他の條件を以て和解が成立したのであつて、茲に半ば公許の仲間

28) 「大坂市史」第五、731頁

29) 同上、733頁

30) 「大坂市史」第一、411頁

が成立したと見てよいのである。而して此等兩絞油屋の仲間は明和七年に至つて始めて株仲間となつた。更に丹の製造につき、幕府が元文二年大阪及堺の七名の丹師を御定丹製法人に指定したことは既に述べたが、この丹師仲間は單なる仲間であつて株仲間ではなかつた。尤もこの仲間には共同機關として御定丹改所が設けられ、仲間の製品は總て此處へ持寄つて検査の上、上中下の品位に分ち檢印せられたのであつて、この檢印なき丹は販賣し得ざる定めであり、従つて仲間外に同業者の發生することを防止する上に於ては、株仲間以上の組織力を持つてゐたといはねばならぬ。此等と同様のものに搗米屋仲間があつた。

以上の例は幕府の工業取締策と密接な關係を持つた仲間であり、幕府の立場よりすれば株仲間と同等或はそれ以上の重要性を持つたものであつたが、更に「大阪商業史資料」には「明和年間の大坂商業仲間」の題下に「右之外御禮は申上ぐるも諸仲間の外にして名目の立ちし商人は概略左の如し」として生蠟絞屋・銅細工人仲間・仕入紺屋・藍無地染屋・銅吹屋・茶種絞り油屋・綿實絞り油屋等を掲げてゐる。³¹⁾この記事が必ずしも正確でないことは例へば藍無地染屋が既に寶曆五年に株仲間を結成してゐることによつても判定し得るが、併しそこに掲げられた諸仲間が株仲間になる以前に於ても町奉行所へ年頭・八朔の禮金を上つてゐたことは恐らく眞實であつて、その例としては右の藍無地染屋並に生蠟絞り屋を擧げることが出来る。従つて此等の仲間もその性質は株仲間同様であつたと考へられるが、特に銅座支配の銅吹屋仲間は、御定丹製法人と同様の獨占的特權を有してゐたことであらう。

幕府との間にかゝる關係なき内々の仲間は頗る多かつたことと思はれる。田沼時代に株を願出で、許可にならなかつたものゝみでも唐弓弦屋・同細工人・油噌醬油及麴造屋・酒桶酒樽職・白革張燻黒染職・提灯輪木地細工職・薄

31) 「浪速叢書」第九、10頁
32) 「大阪市史」第五、732、750頁參照

箱細工職・蠟燭屋等を擧げることが出来る。そのうち唐弓弦細工人(下巻)が一度は唐弓弦屋の株仲間結成を阻み、次で自らも株仲間を結成して弦屋に對抗せんとする氣勢を示したことは注目すべきであらう。³³⁾

工業者の單なる仲間に對して株仲間は、大阪に於ては寶曆五年に始まり明和・安永・天明年間に急増したことを上述の如くであるが、それには天明年間既に鍋釜鑪鑄物師・切石屋・生蠟絞屋・白革師・椀盃食籠木地職・椀折數家具一切塗師職・白粉職・眞鍮箔職・船大工仲間・茶種絞油屋・綿實絞油屋等の仲間があり、文化初年の調査によれば此等の外に文珠四郎鍛冶・銅細工人・油歩寸樽屋・樽師・輪削・石屋・築前・左官(以上六者山村與助支配)等の仲間が擧げられ、更に嘉永の株仲間再興後に於ては以上の外に藍無地染屋・竈師等の仲間を見出すことが出来る。³⁶⁾また嘉永以後になると青昆布屋仲間の存したことが明らかであり、一説によれば古來組合の設けなしと稱せらるゝ足袋裝束屋も安政四年には株仲間を結成したのではないかと思はれる。³⁷⁾また商人が營める工業即ち漆精製業・油精製業に於ては漆仲買・油仲買(後には油問屋)が夫々株仲間を組織してゐた。晒蠟業に就ては記録はないが、晒蠟生蠟仲買仲間が同様の地位にあつたものではなからうか。

以上工業諸株仲間が夫々の營業の獨占團體であり、年行司・月行事或は年寄・取締等があつて公儀との交渉や仲間の統制に當り、獨占の外に信用保全其他の機能を發揮してゐたことは茲に詳言するまでもない。然らばその内部に於て如何なる統制が行はれてゐたか。遺憾乍ら仲間取締に關する申合せ規約が殆ど見出されざるが故に、その全貌を知ることが出来ないが、管見の殆ど唯一の事例たる轆轤挽物職仲間取締申合印形帳によつてその片鱗を窺はう。因みに同仲間は椀盃食籠木地職仲間を親株として天保三年之に合一した株仲間である。

33) 同上、第三、1138頁(尙ほ、同上、第五、700頁參照)

34) 同上、第一、1143—1144頁

35) 同上、第二、582—583頁

36) 同上、885頁以下

37) 「浪速叢書」第九、120—121頁參照

38) 同上、108頁、「生蠟・染物・挽物・鍍銅・質屋仲間文書」(寫本)

興味を惹く第一の點は細工場の制限である。『仲間之内自分之細工場せばきに付、他家の名前御座候所を自分の細工場に借り受置、細工爲致候杯と申立、家數をふやし、恐多も冥加銀之割合出申、其上相定置候加入銀差出不申様成行候而者、仲間申合之差支に相成に付、以來は自分家之外他家借り受細工爲致候儀堅致間敷候事』とあるやうに、細工場を自家一ヶ所に限ることとした。第二は轆轤臺數の制限であつて『職方に相用ひ候轆轤臺之儀は、壹軒毎に臺二挺宛と相定置候上は、右武挺之上堅相用仲間數候』とある。而して當時仲間二十七人のうち二挺を持つ者は十七人、残り十人は一挺持ちであつた。この十人は二挺に増加すること隨意であつたが、その際には銀八十匁を仲間へ差出し、仲間は之を臺數に應じて分配取得する定めであつた。以上は仲間内部の競争防止を目的としたものであるが、更に第三に二十七人の既得權を確保せんとして新規の仲間加入を制限した。新加入を豫想せられたものには仲間員の子弟・年季奉公人・手間取其他の三者があるが、彼等が獨立して仲間加入せんとする場合には、加入銀として親株へ金貳百足提出すべき外、當仲間へ顔見世銀を差出す必要があつた。而もその額は子弟の場合に最も軽く、手間取其他の場合に最も重く、且つ年季奉公人・手間取等は仲間一同へ振舞をしなければならなかつた。更に注意すべきことには二挺を以て新加入をなさんとするものは二通りの加入出銀をせなければならず、新加入者にして臺を二挺に増加せんとする場合には新たに一臺を持つて加入すると同一の出銀をしなければならぬ定めであつた。第四は仲間入用の割賦方法であつて、それは原則として臺割即ち所持の轆轤の數に應じて割賦せられるが、幕府へ上納する冥加銀並に年頭・八朔に町奉行所役人に贈る禮金は、額割即ち人數割であつた。此外年季奉公人其他雇人の取締りに就ては商業株仲間にあけると同様であるが、以上掲ぐる四つの點に於て、工業株仲間の特徴を窺ひ得るのであつて、それが一面に於て工業の發達を如何に阻害するものであ

つたかを知ると同時に、若しかゝる束縛が他の株仲間にも存したとすれば、都市の工業が株仲間制度の故に如何にその發達を拘束せられたか、思ひ半ばを過ぎるであらう。

本項に於て附言すべきは酒造株である。酒造株は所謂株仲間とは異り、株鑑札所持者に限り酒造營業を許す制度であつて、その一株につき造石高が定められてゐた。而して株鑑札を所持する酒造業者は、前述の如く仲間を組織して居り、而もその仲間は半ば公許の性質を帯びてゐたが故に、例へば「大阪市史」に掲ぐる株仲間表には酒造屋は株仲間の一種として擧げられてゐるが、概念的に酒造株と酒造屋仲間とは別個のものであつた。さればこそ天保十三年の株仲間解放に際しては幕府はその處置に苦慮し、結局酒造株の名稱を酒造稼と改めた以外には何ら實質的な變更を加へなかつたのである、安永三年制定の三郷搗米株も之と同類のものであつた。³⁹⁾⁴⁰⁾

六 結 語

以上要するに、江戸時代の大阪に於て營まれた工業の種類は頗る多く、その中には市民の需要を充たすに止まらずして、江戸・京都其他全国各地へ供給せられたものもあり、大阪を主産地若くは唯一の生産地とせるものもあつた。即ち大阪は商業都市たる半面に於てまた人なる工業都市でもあつた。この傳統が維新後大阪をして工業都市たらしめた一つの事情であつて、殊に諸多の中小工業の發達はこの傳統に負ふところが少くないであらう。併し乍ら工業の經營規模は概して小さかつた。中には二三の工業に於て見た如く手工的工場工業にまで發達したのもあつたが、多くは手工業の域を脱せず、家内仕事の小工業も少くなかつた。然らばかゝる形態に於て所謂問屋制家内工業が如何程發達してゐたか。その状態は商人・製造家及職人に從屬する下職の存在によつて窺

39) 「大阪市史」第二、658頁

40) 同上、第五、111頁參照

はるゝに過ぎず、顯著な例としては各種染物職が木綿問屋の制肘を受けたことを擧げることが出来るが、かゝる状態が廣汎に存したとしても、それは農村工業が藩または大商人の商業資本の支配下にあつた状態と比較すれば、殆ど言ふに足らぬものであつた。尤もそれは下層の職人の生活が慘めであつたかどうかの問題ではない。

而して職人が兎も角も獨立を維持し得た一つの事情には仲間組合があつた。大阪の工業には仲間又は株仲間を組織しないものは殆ど存しなかつたと稱し得べく、單なる仲間には株仲間以上の獨占權と特權とを享受したるものも少くなかつた。また城中御用の特權を得て武士同格の權勢を振つたものもある。一般に仲間組合の制度は仲間員の營業を保護する一面を持つが、他面に於て仲間の内外に於ける競争を排除し、營業の自由なる發達を阻害すると同時に、舊慣墨守の精神を養はしむる傾向がある。殊に工業に於ては、鞭轡職仲間の例に見た如く、生産要具の數の制限が行はれるならば、それは工業の自由なる發達に對しては致命的であつて、商業に於ける仲間組合がたとひ如何なる規約を設けても資本額を制限し得ないのに比すれば、同じ仲間組合であつても同日には談じ得ないであらう。この點に於て農村工業が、たとひ商業資本の支配下に搾取を蒙つたとしても、その商業資本の發達に應じて發達し得たのとは趣を異にする。更に動力として水車の利用が發達した當時、その利用の便なき大阪の工業は、在方の水車營業のために大なる壓迫を蒙つたこと酒造業及絞油業に就て見た如くである。

以上の如く、諸種の點に於て大阪の工業は農村の工業とその趣を異にするところがあつた。而して結局に於て、それは大阪市の内包的・外延的發達に應じて發達したとはいへ、そこには停滯性が存し、或種の工業は衰頹の傾向をさへ示した。この事は多くの株仲間がその判形帳に新規加入を拒まずと掲げてゐるにも拘らず、仲間員の増加せしもの殆ど見られず、寧ろ幕末に至つて減少せるものゝ少なからざるによつても窺はれるのである。